

国保特集

お問い合わせは
総合窓口課保険年金グループ ☎23-6410

令和6年12月2日から保険証の仕組みが変わりました!

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行がされなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。様々なメリットがある、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※お手持ちの健康保険証については有効期限まで使用できます。また、マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の有効期限が切れる前に、申請不要で、健康保険証に代わる資格確認書を交付いたします。

マイナ保険証のメリット

- ①就職や結婚、引越をしても、健康保険証としてずっと使える！
※医療保険者が変わる場合は、医療保険者に加入・離脱の届出が必要です。
- ②マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に！
- ③医療情報の提供に同意すると初めての医療機関でも、過去に処方された薬剤などの情報をスムーズに共有できるため、より良い医療が可能に！
- ④マイナポータルで自身の特定健診情報や、薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できるため、自身の健康管理に役立つ！
- ⑤入院や手術で、医療費が高額になっても、手続きなく限度額が適用されるので、限度額認定証の申請が不要に！

医療機関の受診の仕方

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を医療機関に設置されているカードリーダーで読み取る。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書を医療機関の窓口で提示する。

国民健康保険の届出

～こんなときは、必ず、14日以内に届出をお願いします～

国保の加入の届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となる場合があります。また、加入日は、他の健康保険の資格が喪失となった日からとなりますので速やかに手続きをお願いします。

こんなとき	届出に必要なもの	
国保に加入するとき	転入してきたとき	※転入届提出後、受付
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	子供が生まれたとき	※出生届提出後、受付
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	転出するとき	※転出届提出後、受付
	職場の健康保険に加入したとき	健康保険資格取得証明書
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	健康保険資格取得証明書
	国保加入者が死亡したとき	※死亡届提出後、受付
	生活保護を受けるとき	保護開始決定通知書
その他	転居や、氏名変更があったとき	※転居届・世帯変更届提出後、受付
	修学のため、他の市町村に住所を定めるとき	在学証明書か学生証
	施設入所のため、他の市町村に住所を定めるとき	※転出届提出後、受付

マイナンバーカードまたはマイナンバー確認ができる書類と本人確認書類
左記については、あればお持ちください。
・資格確認書
・資格情報のお知らせ
・保険証

国民健康保険税の口座振替のお願い

国民健康保険税の納付は、確実に便利な口座振替をご利用願います。
手続きは、通帳と印鑑(通帳でご利用のもの)をご用意のうえ、取引金融機関または市役所の窓口で行うことができます。
※ゆうちょ銀行をご利用される場合は、郵便局窓口で手続き願います。

産前産後期間の国民健康保険税が申請することで一部免除になります

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年1月1日から、出産予定または出産した被保険者の産前産後相当分(4ヶ月)国民健康保険税が一部免除される制度が始まりました。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

ポイント1 先発医薬品より安価で、経済的です。

患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

ポイント2 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同等レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。



「ジェネリック医薬品希望カード」や「ジェネリック医薬品希望シール」を利用しましょう。

※希望シールについては、総合窓口課保険年金グループにて配布しております。

医師・薬剤師の先生へ「ジェネリック医薬品」をお願いします

- 変更可能であればジェネリック医薬品(後発医薬品)へ変更をお願いします。
- ジェネリック医薬品が処方できない、適切でない場合があることも理解しています。

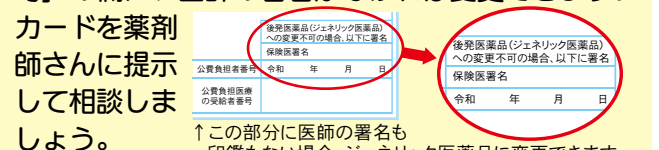
氏名

病院内で薬をもらう場合

カードを切り取り、保険証や診察券などと一緒提示するなどして、「私の薬はジェネリック医薬品に変更できる薬ですか?」などとお医者さんに相談し、新薬からジェネリック医薬品への変更の意向を伝えてみましょう。

薬局で薬をもらう場合

処方せんにある「ジェネリック医薬品への変更不可」の欄に、医師の署名がなければ変更できます。カードを薬剤師さんに提示して相談しましょう。



※ジェネリック医薬品希望シールをご利用の場合は、お薬手帳の余白スペースに貼ってご利用ください。